

金山町農業集落排水事業経営戦略 概要版

計画期間 2019年度 ～ 2028年度

1 事業概要

1.1 施設の観点

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和 63 年度 (供用開始後 30 年)	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内 人口密度	10.1 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	2 処理区 (明安地区、有屋地区)		
処理場数	2 処理場		
広域化・共同化・ 最適化実施状況	実績はありません。		

有屋地区は供用開始が平成 7 年度で比較的新しく目立った老朽化はありませんが、明安地区は昭和 63 年度に供用開始しており老朽化が進んでいます。

1.2 財務の観点

一般家庭用使用料体系 の概要・考え方	基本料金と従量料金の組み合わせによる料金体系を採用しています。基本料金は月額 1,512 円、従量料金は使用水量が 10 m ³ を超過した場合に超過水量 1 m ³ あたり 151 円です。				
業務用使用料体系 の概要・考え方	業務用使用料体系は採用していません。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他の料金体系はありません。				
条例上の 使用料※1 (20 m ³ あたり)	平成 27 年度	3,022 円	実質的な 使用料※2 (20 m ³ あたり)	平成 27 年度	1,692 円
	平成 28 年度	3,022 円		平成 28 年度	1,801 円
	平成 29 年度	3,022 円		平成 29 年度	1,639 円

※1 一般家庭における 20 m³あたりの使用料(税抜)をいいます。

※2 使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたものをいいます。

収益的収支比率は 100%を下回っており赤字の状態です。また、経費回収率は 50%前後であり、仮に汚水処理原価を使用料収入で回収しようとした場合、現在の約 2 倍の水準に料金を改定する必要があるということになります。

2 将来の事業環境

2.1 処理区域内人口及び汚水処理需要の予測

処理区域内人口は、「国立社会保障・人口問題研究所」公表の人口推計を参考に、2017 年度の 1,228 人から 2028 年度には 995 人まで減少すると予測しています。有収水量は、人口減少に伴い 2017 年度の 176 千 m³から、2028 年度には 141 千 m³まで減少すると予測しました。

2.2 使用料収入の見通し

処理区域内人口及び汚水処理需要の減少に伴い減収傾向は続く見込まれます。使用料収入は 2017 年度では 1,445 万円のところ、2028 年度では 1,191 万円(△254 万円)まで減少することが見込まれます。

2.3 施設の見通し

明安地区は供用を開始してから 30 年が経過し、機器類の劣化・老朽化など様々な問題に直面している状況で、降雨時においては不明水の異常流入なども確認されています。機能診断調査の結果に基づき更新を行う予定です。

2.4 組織の見通し

環境整備課の職員は、現在、下水道業務担当と水道業務担当に分かれています。両方の事業で共通する業務を一緒に行うことなどで間接業務の合理化を図ってきました。これ以上の人員削減は困難な状況であり、当面は現状の体制を続けていきます。

3 投資・財政計画(収支計画)

3.1 収支計画のうち投資についての説明

明安地区について 2022 年度までに約 2 億 2,000 万円の投資が必要になる見込みです。有屋地区については、2020 年度に機能診断調査を実施して、最適整備構想を策定の上、機能強化事業を実施していく予定です。

3.2 収支計画のうち財源についての説明

建設改良費の財源としては、国庫補助金と地方債を予定しています。地方債残高については、償還を進め 2017 年度末の 1 億 4,700 万円から 2028 年度末には 9,700 万円程度まで減少する見込みです。

4 効率化・経営健全化のための取り組み方針

使用料収入等だけでは汚水処理費用の財源が不足しており、引き続き維持管理業務の合理化等により経営健全化を図っていきますが、農業集落排水事業の継続のためには料金体系の段階的な見直しも必要になると考えられます。

以上

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円,%)

年 度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	
区 分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	46,971	46,722	46,619	45,476	42,271	35,017	27,303	23,790	23,623	23,345	23,225	23,186	
	(1) 営 業 収 益 (B)	14,454	14,159	14,056	13,870	13,619	13,356	13,140	12,865	12,614	12,374	12,180	11,908	
	ア 料 金 収 入	14,429	14,159	14,056	13,870	13,619	13,356	13,140	12,865	12,614	12,374	12,180	11,908	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	25												
	(2) 営 業 外 収 益	32,517	32,563	32,563	31,606	28,652	21,661	14,163	10,925	11,009	10,970	11,045	11,279	
	ア 他 会 計 繰 入 金	32,517	32,563	32,563	31,606	28,652	21,661	14,163	10,925	11,009	10,970	11,045	11,279	
	イ そ の 他													
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	32,008	28,811	27,865	33,009	25,968	24,895	24,368	23,836	23,639	23,522	23,449	23,349
		(1) 営 業 費 用	25,199	23,119	23,258	29,371	23,290	23,206	23,137	23,049	22,969	22,892	22,830	22,743
		ア 職 員 給 与 費												
		イ そ の 他	25,199	23,119	23,258	29,371	23,290	23,206	23,137	23,049	22,969	22,892	22,830	22,743
		(2) 営 業 外 費 用	6,809	5,692	4,607	3,638	2,678	1,689	1,231	787	670	630	619	606
		ア 支 払 利 息	6,809	5,692	4,607	3,638	2,678	1,689	1,231	787	670	630	619	606
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		14,963	17,911	18,754	12,467	16,303	10,122	2,935	△ 46	△ 16	△ 178	△ 224	△ 163	
資 本 的 収 入		1 資 本 的 収 入 (F)	12,097	11,000	63,000	69,000	15,000	115,000	10,000	3,700	2,300	2,100	2,200	4,100
		(1) 地 方 債			26,000	26,000	2,000	52,000						
		イ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	12,097	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	10,000	3,700	2,300	2,100	2,200	4,100
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			26,000	32,000	2,000	52,000							
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	27,938	30,283	81,501	81,619	31,351	124,975	12,932	3,638	2,339	1,940	2,026	3,972	
	(1) 建 設 改 良 費		3,412	53,545	53,651	5,377	105,003							
	イ ち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	27,938	26,871	27,956	27,968	25,974	19,972	12,932	3,638	2,339	1,940	2,026	3,972	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 15,841	△ 19,283	△ 18,501	△ 12,619	△ 16,351	△ 9,975	△ 2,932	62	△ 39	160	174	128		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 878	△ 1,372	253	△ 152	△ 48	147	3	16	△ 55	△ 18	△ 50	△ 35		
積 立 金 (K)														
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	2,513	1,635	263	516	364	316	463	467	483	428	410	361		
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,635	263	516	364	316	463	467	483	428	410	361	325		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)	1,635	263	516	364	316	463	467	483	428	410	361	325		
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	78	84	84	75	81	78	73	87	91	92	91	85		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	14,454	14,159	14,056	13,870	13,619	13,356	13,140	12,865	12,614	12,374	12,180	11,908		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た (T) / (V) × 100														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	146,683	119,812	117,856	115,888	91,914	123,942	111,010	107,372	105,033	103,093	101,067	97,095		
○他会計繰入金														
年 度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	
区 分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度		
収 益 的 収 支 分		32,517	32,563	32,563	31,606	28,652	21,661	14,163	10,925	11,009	10,970	11,045	11,279	
	う ち 基 準 内 繰 入 金	32,517	32,563	32,563	31,606	28,652	21,661	14,163	4,425	3,009	2,570	2,645	4,579	
	う ち 基 準 外 繰 入 金								6,500	8,000	8,400	8,400	6,700	
資 本 的 収 支 分		12,097	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	10,000	3,700	2,300	2,100	2,200	4,100	
	う ち 基 準 内 繰 入 金	1,017												
	う ち 基 準 外 繰 入 金	11,080	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	10,000	3,700	2,300	2,100	2,200	4,100	
合 計	44,614	43,563	43,563	42,606	39,652	32,661	24,163	14,625	13,309	13,070	13,245	15,379		

用語解説

用語	説明
一般会計繰入金	地方公営企業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰入基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性などから独自に繰入する基準外繰入金がある。
一般会計	地方公共団体の行政運営における基本的な経費を中心に経理する会計をいう。
汚水処理原価	$\text{（汚水処理費（公費負担分除く）} \div \text{年間有収水量 [円/m}^3\text{]）}$ <p>有収水量1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。</p>
管渠	下水を収集し排除するための施設。鉄筋コンクリート管や硬質塩化ビニル管等がある。
管渠更新率	$\text{（改善（更新・改良・維持）管渠延長} \div \text{下水道布設延長）} \times 100$ <p>当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。</p>
地方債	地方公営企業が事業資金に当てるために国等から調達する長期の借入金。施設・管路等の建設・改良やその他の事業資金の財源となる。
地方債残高対事業規模比率	$\text{（地方債現在高合計－一般会計負担額）} \div \text{（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）} \times 100$ <p>料金収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標である。</p>
行政区域内人口	住民基本台帳に基づく人口。
経営戦略	各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画のこと。施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画とを主な構成要素とする。
経費回収率	$\text{（下水道使用料} \div \text{汚水処理量（公費負担分除く））} \times 100$ <p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である</p>
下水道普及率	$\text{（処理区域内人口} \div \text{行政区域内人口）} \times 100$ <p>区域内人口に対する下水道が使用可能な人口の割合で、下水道普及状況を示す。</p>
下水道汚泥	下水処理場において、汚水処理の過程にて発生する泥状の物質。脱水することで、脱水汚泥や脱水ケーキとも呼ばれる。
下水道資源	下水道の処理水や汚泥には、熱やエネルギー等の資源として有効利用できるものが含まれているため、下水道資源として利用されている。
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
公共下水道	主として市街地における家庭や工場等からの下水を排除し、処理するために市町村が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもの。
受益者負担金	下水道管がひかれ下水道が利用可能となった地域の土地所有者が、下水道工事費の一部として負担する費用。
収益的収支	下水道事業の営業活動に伴って発生する収益と費用。
施設利用率	$\text{（晴天時一日平均処理水量} \div \text{晴天時現在処理能力）} \times 100$ <p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。</p>
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良および建設改良にかかる企業債償還金などの支出とその財源となる収入。

使用料単価	下水道使用料÷年間総有収水量 [円/㎡] ----- 使用料の対象水量 1 ㎡当たりの使用料収入で、使用料の料金水準を示す。
処理区域内人口	下水道の計画区域内の人口。下水道計画区域が複数の処理区によって構成されている場合もあり、処理区別の人口を示す。
収益的収支比率	総収益÷(総費用+地方債償還金)×100 ----- 料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。
水洗化率	(現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口)×100 ----- 下水道を整備した区域において、水洗便所等の設置により下水道を利用している人口の割合を表した指標である。
耐用年数	減価償却資産が利用に耐える年数をいう。
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のこと。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。
耐震化率	耐震化率とは、対象施設全体に対して、十分な耐震性を有する施設が、どの程度あるのかを示す割合。
農業集落排水事業	農業集落地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的とした、下水処理事業のひとつ。
不明水	下水道管渠には、地下水や雨水等の排水以外のものが入ってくる。これらの侵入水のことをいう。
流域下水道	二つ以上の市町村からの下水を処理するための下水道。
類似規模団体平均	下水処理形態、法の適用状況、現在処理区域内人口で区分された類似団体の平均値のことをいう。
有収水量	下水道使用料の対象となった水量。
有収率	(年間総有収水量÷年間総処理水量)×100 ----- 施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標のこと。
P F I	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略であり、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式の事業形態のこと。
P P P	パブリック・プライベート・パートナーシップの略であり、官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民協力の形態のこと。P F I との違いは、P F I は公共が基本的な企画計画をつくること、P P P では企画計画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法となっている。